

再処理関連加工の業務に関する委託契約の締結について

2021 年 6 月 30 日
使用済燃料再処理機構

当機構は、2021 年 6 月 25 日、経済産業大臣から、再処理関連加工の業務委託の認可を受けました。これを受けて、本日、日本原燃株式会社と委託契約を締結いたしました。

当機構としては、今後、委託先の日本原燃株式会社と緊密に連携し、安全の確保を最優先に再処理関連加工の業務を着実かつ適切に進めてまいります。

【委託契約の主な内容】

再処理関連加工の業務

・ MOX 燃料の加工

(参考：委託認可申請の内容)

別紙のとおり

以 上

＜お問い合わせ窓口＞
使用済燃料再処理機構 総務部
電話：017-763-5910(代表)

委託をしようとする相手方の氏名又は名称及び住所	(名称) 日本原燃株式会社 (住所) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 1 0 8
委託をしようとする業務 (以下「委託業務」という。) の内容	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第 41 条第 1 号の規定に基づく、以下に関する業務。 再処理関連加工に関する以下の業務 再処理関連加工、燃料集合体の輸送、再処理関連加工により発生する廃棄物質の処理・処分、再処理関連加工施設及び輸送関連設備の維持・管理、廃止措置
委託をすることを必要とする理由	- 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）は、再処理関連加工に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく我が国で唯一の商業規模の加工の事業許可を受けている事業者であり、再処理関連加工に係る技術、人材、設備等は日本原燃に集積されている。 - これらを散逸させることなく有効に活用することは、再処理関連加工を適切かつ効率的に進める上で重要であり、加工事業許可を受けている者として、再処理関連加工の実施に関する現業を担う日本原燃に対して、上記の業務を委託することが必要と考える。